慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	強制貯蓄の必要とその方法 : ケインズの強制貯蓄案
Sub Title	
Author	千種, 義人
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1941
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.35, No.5 (1941. 5) ,p.577(33)- 517(73)
JaLC DOI	10.14991/001.19410501-0033
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19410501-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

設の問題は、その事實上の勢力と實行者とに重點を置くべきものとするならば、それは兩市共に獨逸商人＝市民であつたといふ點においてこれを等置することが出來る。尙このヴィスビイについては、他日述べる機會を持ちたいと思ふのでここには立ち入らないでをく。

リュベックの建設は、ザクセン東境の經濟的開發の第一歩であり、又後年の獨逸ハンザ形成の礎石を据えたものである。それはハインリッヒ公の意欲、又は獨逸商人の努力の孰れか一方だけでは成立し得なかつた。兩者の結合によつてのみ、リュベックは創建され得たのである。

强制貯蓄の必要とその方法

――ケインズの强制貯蓄案――

千種義人

一、序
二、戰時金融政策の焦點
三、自發的貯蓄奬勵策
四、自發的貯蓄とインフレーションの關係
五、强制貯蓄策
（一）ケインズ强制貯蓄案の構造
（二）繰延消費額
（三）戰費を負擔すべき階級
（四）解決の一般原則
（五）計畫の細目
六、結　論

强制貯蓄の必要とその方法

一　序

戰時經濟政策の課題とするところは、一方において戰爭が要求する物資と戰費を出來得る限り豐富且つ圓滑に調達し、他方において國民生活の安定を確保することである。國民は極度の統制を忍ばねばならぬが、近代戰が長期戰であり、總力戰である以上、國民の最低生活水準を維持しなければならない。出來得る限り豐富な戰費と物資を調達しつゝ、同時に國民生活の安定を確保しようとすることは容易ならぬ仕事であつて、これを達しようとするところに戰時經濟政策の諸困難が横はるのである。

この二つの課題は如何にしても達成しなければならないものであるが、更に望むならば、もう一つの課題が追加される。即ちそれは戰後經濟の安定を確保し得るやうな政策を戰時中に採ることである。我々は戰爭目的を遂げると同時に、戰後經濟の安定を計る必要がある。第一次大戰後の各國における經濟混亂狀態、その後に續いた世界的不況等を想起するならば誰しもかゝる考慮の必要性を知り得るであらう。出來得べくんば、「禍を轉じて福となす」政策こそ望ましいのである。戰後への考慮は、これまで比較的輕視されて來たけれども、今後その重要性は著しく高められて行くであらう。

戰時經濟政策は以上三つの課題を中心として遂行されねばならぬ。而してその遂行に當つては、通貨側と物資側の兩政策が、統一ある一計畫のもとに、密接なる關聯を以つて、同時且つ平行的に行はれることを必要とする。殊に今日の我國における程、物の側と金の側の政策が全體的關聯のもとに統合されねばならない時はないのである。然しそれにも拘らず、通貨側と物資側の兩政策は各々獨自の特質を持つてゐるのであつて、兩政策を一應區別して考察することは許されねばならぬ。本論においては、物資側の政策を一應考慮外におき、通貨、即ち金融側から採らるべき根本的政策を明らかにし、その政策遂行の爲には強制貯蓄制度を採用しなければならない所以を述べ、その具體的方法にまで言及しようと思ふ。

二　戰時金融政策の焦點

近代戰は、云ふまでもなく、一方において莫大なる物資を消耗し、他方において尨大なる豫算を必要とするが故に、常にインフレーションの危險に暴される。このインフレーションを防止することは、第一には戰費と物資の圓滑なる調達、第二には國民生活の安定、第三には戰後經濟の安定を確保する途であつて、これを如何にして防止するかに戰時金融政策の焦點が存する。

事變突發以來、我豫算は著しい增加を見たが、昭和十六年度においては、一般會計七十九億九千五百萬圓（內、本豫算六十八億六千三百萬圓、追加豫算十一億三千一百萬圓）、臨時軍事費四十八億八千萬圓、合計百二十八億七千五百萬圓、其中一般會計から臨時軍事費特別會計に繰入れられる六億七千萬圓を差引けば、合計百二十二億五千萬圓の豫算が第七十六議會の協賛を經て成立した。この額は昭和十五年度の百十億三千三百萬圓に比して十一億七千二百萬圓の增加である。

この尨大豫算は、租稅、官業收入及び公債の三つによつて賄はれるのであるが、その大部分は公債によらざるを得ない狀態にある。本年度豫算中、約三十七億圓は租稅收入、約五億圓は官業收入であり、公債發行豫定額は、實に七十五億七千四百萬圓に達する。事變發生以來の公債發行豫定額は二百八十五億六千七百萬圓となつたのである。

臨時軍事費だけについて見るに、本年度分四十八億八千萬圓、十五年度追加豫算十億圓、計五十八億八千萬圓が今議會で成立し、事變勃發以來の臨時軍事費累計額は二百二十三億三千五百萬圓となつた。しかもこの內百九十四

億六千萬圓が公債によつて支辨されてゐるのである。このやうに戰費の殆んど總てが公債によつて調達されねばならないところに、戰時金融政策の主要なる問題が發生する。）

今、公債の發行によつて軍需品に對する巨額の需要が與へられるとすれば、軍需品生産はそれに應じて增加される。その際遊休資材があれば、それらは軍需産業部門に動員されるけれども、今日の我國の如き完全雇傭の狀態においては、遊休資材は存しないが故に、軍需品産業の擴張は、既存生産能力の强化か或は消費財産業部門からの資材の吸收によつて行はれねばならぬ。既存生産能力の强化は先づ採られる方法であるが、その限界は速かに到達する。そこで消費財産業部門から軍需産業部門への資材の流入は、戰爭が大規模となれば、從つて軍事公債の發行が增大すればする程、益々激しくなる。

この際如何程を軍需に向け、如何程を消費に充てるかは、國防上の見地と國民生活安定上の見地から愼重に決せられねばならない問題であるが、實際においては、出來得る限り多量の資材を軍需に向け、殘餘を國民消費に充てざるを得ないのである。

平時においては、國民の購買力が增大すればする程、消費財生産は刺戟せられ、從つて消費に充つべき財は增加する。然るに戰時にあつては、國民の購買力が如何に增大しようとも、消費に充つべき財は與へられてゐるのである。ケインズの言葉を借りるならば、「平時にあつては、菓子の大いさは働いた仕事の量に依る。然し戰時にあつては、菓子の大いさは一定である。我々がより强く働くならば、我々はよりよく戰ふことが出來る。然し我々はより多く消費してはならない」(註)。

（註）J. M. Keynes, How to Pay for the War, 1940, p. 4. 救仁郷繁氏譯「ケインズ戰費と國民經濟」九頁。

このやうな事情において消費財價格がどんな影響を蒙るかは明らかである。一方において國家による莫大なる支拂金の爲に、軍需生産手段の所有者、殊に勞働者の所得が潤澤となるに反し、他方において消費財の數量が減少せざるを得ないのであるから、消費財價格は騰貴の傾向を辿らねばならぬ。こゝにインフレーション顯現の素質が與へられる。

インフレーションの進行は、云ふまでもなく、戰時經濟計畫の遂行を阻害するが故に、之は何としても防止されねばならぬ。これが防止の手段として、財の側には生産力擴充と消費規制があるけれども、金融側からは何よりも購買力の吸收が必要である。前述したやうに軍事公債の發行によつて國民所得が增大するにも拘らず、消費財は增加しないばかりか、寧ろ減少するのであるから、インフレーションを阻止する爲には、消費支出に向けられる國民所得の割合を減少せしめなければならぬ。即ち消費財の減少に比例して國民の購買力を吸收しなければならぬ。

購買力吸收はインフレーション防止の最も重要なる手段であると同時に、それは又戰費調達の缺くべからざる手段である。前述したやうに戰費の大部分は公債によつて支辨されねばならぬが、これらの公債は結局、國民貯蓄によつて消化されねばならぬ。しかもこの貯蓄を可能ならしめるものは、購買力の吸收である。購買力の吸收は又物資調達の重要なる手段である。生産力擴充は、戰爭物資を增産する爲にも、インフレーションを防止する上にも必要であるが、生産力擴充に金融づける資金は、結局貯蓄によつて、從つて購買力の吸收によつて調達されねばならないのである。

購買力の吸收は、更に國民生活の安定を確保する上に不可缺の要件である。若しも一個人が所得增加分を消費に充てるならば、その者はより多くの消費財を獲得し得るであらうが、今や全體としての消費財の大いさは固定せら

れてゐるが故に、他の個人は犧牲を蒙らざるを得ない。假りに國民の總てが等しく所得の增加分を消費しようとするならば、物價はその增加分を吸收するに足るだけ騰貴し、我々はより多くの支出によつて以前と同量の消費財しか獲得することが出來なくなるであらう。たとへ一部の消費財に公定價格が定められても、それらに闇相場がたつか、或は公定されざる消費財價格が暴騰して、國民生活の安定は著しく損せられるのである。之に反し國民がこぞつて所得の增加分を貯蓄するならば、物價は何等騰貴することなく、從つて國民生活の安定が確保される。

その上、購買力の吸收は、戰後經濟の安定に資すること頗る大である。之によつて前大戰後に襲はれたやうな惡性インフレーシヨンを避けることが出來ると同時に、この貯蓄を戰後やがて到來するであらう不況時に拂戻すことによつて、不況を克服することが出來るのである。

かくの如くして、戰時金融政策の焦點は、國民購買力の吸收にある。購買力の吸收は、インフレーシヨンを阻止し得るか否かの、從つて戰時經濟政策の三つの課題を達せしめるか否かの鍵である。

三　自發的貯蓄奬勵策

國民購買力の吸收は、以上の如く、戰時經濟計畫遂行の不可缺の要件である。然らば如何なる方法を以つてこの吸收を行ふべきであらうか。今財の側よりする消費規制を別とすれば、その主なる方法は增稅、官業收入の增加及び國民貯蓄の增大である。

然しながら巨額の戰時豫算から結果する急激なる購買力增大を阻止する爲には、增稅と官業收入の增加のみでは不充分である。周知の如く、昭和十五年度の稅制改革によつて平年度約七億圓の增稅計畫が定められた。官業收益も煙草の値上等によつて僅かに高められた。然し十六年度豫算の歲入において租稅と官業收入が占める割合は約三十五％に過ぎず、殘餘は殆んどすべて公債によつて支辨されねばならない狀態である。今後、所得稅、消費稅の增徵、或は官業收入の增加によつて幾分の歲入增加は可能であらうけれども、戰費の大部分は依然として公債によつて調達されねばならぬ。從つて公債發行に伴つて增大せる購買力を吸收するには、如何にしても貯蓄を增大せしめる必要があるのである。

事變以來、貯蓄增加の重要性が認められ、種々の貯蓄奬勵策が講じられ、その效果は可成あげられて來た。大藏省調査によれば、昭和十三年以後の貯蓄增加額は次表の如くである。（單位百萬圓）

	郵便貯金	簡易保險積立金	郵便年金積立金	銀行預貯金	信用組合貯金	金錢信託	保險會社資金	無盡會社資金	小計	直接有價證券投資	合計
昭和十三年度	八二五	一九五	二〇	三、〇六二	四一四	三三四	三九一	六一	五、一八二	二、一五一	七、三三三
昭和十四年度	一、三六四	二四七	二九	四、九〇八	九六三	二九七	四七二	一〇四	八、四一四	一、七八八	一〇、二〇二
昭和十五年度（十五年四—十二月）	一、二八九	二四六	六六	四、四八六	八二五	三三五	五七五	一三三	七、八三五	二、五三二	一〇、三六七

之によると、昭和十三年度は貯蓄增加目標額八十億圓に對しその實績七十三億三千三百萬圓、昭和十四年度は增加目標額百億圓に對しその實績百二億圓であり、昭和十五年度は、增加目標百二十億圓に對し昨年四月から十二月までにその實績百三億六千七百萬圓に達した。之は前年同期の增加高八十一億四千四百萬圓に比し二十二億四千百萬圓の增加で、十四年度一ケ年間の增加高を凌駕し、百二十億貯蓄の達成は大體確實と見られてゐる。

このやうに貯蓄は次第に增加し、貯蓄目標額は毎年ほゞ達せられてゐるのであるが、これだけの貯蓄增加で、戰費を賄ひ、生產力擴充資金を供給し、以つてインフレーシヨンを阻止することが出來るであらうか。十五年度前半

貯蓄増勢鈍化の傾向にあつたものが、後半政府資金撒布の促進によつて預金の増勢を一時的に回復したことが、如何なる意味を有するかを、こゝで問はない。たゞこの貯蓄増加が自然に齎らされたものとして、果して之を以つてインノレーションを抑壓することが出來るかどうかを問題にしたい。

試みに事變以來の公債消化狀況を見るに、その平均消化率は次表の如く八二・三％であつて、決して充分とは云へない狀態にある。

公債消化狀況（單位百萬圓）（大藏省調）

	公債發行額 預金部引受	公債發行額 日銀引受	公債發行額 計	日銀手持公債賣却	公債消化高	消化率%
十三年計	六五〇・〇	三、六八〇・五	四、三三〇・五	三、一三九	三、七八九	八七・五
十四年上期	六八〇・〇	一、五五〇・〇	二、二三〇・〇	一、六五四	二、三三四	一〇六・七
下期	七〇〇・〇	二、三五一・五	三、〇五一・五	一、六七五	三、三七五	七一・二
計	一、三八〇・〇	三、九〇一・五	五、二八一・五	三、三二九	四、七〇九	八五・三
十五年上期	九〇〇・〇	一、八六五・〇	二、七六五・〇	一、七七七	二、六七七	九五・三
下期	九五〇・〇	二、九四七・五	三、八九七・五	一、六〇九	二、五五九	六五・六
計	一、八五〇・〇	四、八一七・五	六、六六七・五	三、三八六	五、二三六	七八・五
十二年七月以降累計	四、〇八〇・〇	一三、三九九・五	一七、五七九・五	一〇、二八四	*一四、四六四	八二・三

＊國債引受團引受一億圓を含む

公債消化の大部分は銀行其他の金融機關を通して爲されるのであるから、その消化が完全に行はれてゐないといふことは貯蓄の不充分さを物語るものである。十％乃至三十％の公債不消化額がその何倍かに國民所得を増加せしめ、物價騰貴を招來することは、ケインズの乘數理論が教へてゐるところである（註）。

（註）拙稿「消費性向と乘數理論」（三田學會雜誌第三十四卷第十號）參照

次に生産力擴充資金の需要も年々増大しつつあるが、目下の貯蓄狀態においては、充分之を供給し得ない事情にある。次表の如く生産力擴充は、最近停頓してゐるのである。

生産指數（昭和六―八年基準）

	總指數	鑛業	製造工業 平均	製造工業 纖維工業	製造工業 機械鐵鋼及電氣業	製造工業 化學工業	製造工業 瓦斯業	製造工業 其他工業
昭和十三年	171.9	159.3	173.7	114.4	2[illegible]2.3	227.0	132.1	125.5
十四年	180.5	164.5	182.8	110.5	293.4	225.1	144.4	120.5
十四年（1―9月）	179.9	161.5	182.5	110.8	291.6	222.1	144.9	122.9
十五年（〃）	174.9	166.6	176.1	102.6	289.9	210.4	157.1	107.3
四半季別								
十四年 I	177.4	163.3	179.4	102.7	293.5	213.2	161.4	119.1
II	183.8	166.2	186.2	112.3	297.5	244.3	137.1	125.7
III	178.6	154.6	181.9	117.4	283.7	208.8	136.0	124.0
IIII	181.8	173.5	182.9	109.5	295.6	212.5	142.9	113.3

十五年 I	168.2	167.3	168.3	100.6	272.4	205.1	163.6	101.5
II	180.3	171.9	181.4	106.0	298.0	223.4	156.5	110.2
III	176.3	160.7	178.5	101.3	299.4	202.7	151.3	110.1

商工省調査に基き三菱經濟研究所によつて作成せられた表による。

事變以來不充分ながらも上昇を續けた生産指數が漸く減少傾向を示すに至つたことは、生産力擴充の益々必要なる折から、極めて重大なる問題である。昨今の生産力減退は主として物資側の原因例へば、電力消費規制、石炭不足、勞力不足と其能率低下、歐洲戰爭による輸出貿易の衰退と原料資材の輸入困難、及び價格の抑壓等によるのであるが、生産力擴充に金融づける資金が充分であつたとは決して云へない。物資の側の原因は多く不可抗力のものであるにせよ、金融側の原因は必しもさうでない。金融側からは出來る限り充分なる資金を供給して、生産力擴充を少しでも圓滑に行はしめねばならぬ。然しそれにはまだ貯蓄の增加が不充分である。

昭和十六年度の貯蓄目標は、公債發行豫定額七十五億圓、生産力擴充資金六十億圓、計百三十五億と定められ、十五年度の百二十億圓目標に比し十五億圓の增加となつてゐる。これだけの貯蓄增加がインフレーションの阻止に充分であるかどうかは、次に述べる如く疑問であるが、この目標の達成すら今日の狀態よりすれば、非常に困難と看做されてゐるのである。

かくの如く、公債消化と生産力擴充に必要なる資金すら充分調達されない有樣であるから、インフレーションの危險は常に內在するのであるが、假りにこれらの資金が充分に調達されたとしても、尙インフレーションは完全に阻止され得ないのである。貯蓄が增加目標額にまで達しても、公債は完全に消化されず、生産力擴充資金も充分に供されぬ現狀にあるが、假りに貯蓄によつて公債が全部消化され、生産力擴充資金も充分供給されたとしても、尙インフレーションが完全に抑壓されない理由は、從來の貯蓄目標が貨幣の流通速度を考慮に容れてゐない點に存する。假りに公債發行及び日銀貸出によつて民間に注入される資金が第一次に注入された箇所で全額回收又は貯蓄されるとすれば、注入せられた資金だけ回收されゝば、インフレーションの懸念はない。然しそれは絕對に不可能なことである。「例へば政府資金の第一受領者である事業會社を採つて見るに、その受領資金の或部分は人件費として、或部分は原料品其他の買入代金として、又或部分は配當金等として、必ず支出されざるを得ない。而して第二次受領者となる從業者、原料品供給者、配當金受領者等も多かれ尠かれ之を購買力として發動せしめざるを得ない。かくして政府撒布の資金は分散流通するのである。だから政府の撒布資金は多かれ尠かれ回轉し、撒布金額以上の購買力として活動するのであつて、それが爲に撒布金額だけを回收したからと云つて必しも十分とは云へないのである。」（註）

（註）　金原賢之助博士「戰時世界經濟の物價・通貨・爲替」九九―一〇〇頁

このことはケインズの乘數理論からも說明出來る。こゝで乘數理論の說明を省略するけれども（註）、假りに今百億圓の公債發行によつて投資が增加され、我國民がこの投資からの所得增加分を全部貯蓄する傾向にあるならば、乘數は一であつて、百億圓の貯蓄によつて物價騰貴を完全に阻止することが出來る。然し如何なる國民も所得增加分の全部を貯蓄するものでない。多少ともその一部を消費に向けるものである。今國民が平均して所得增加分の二分の一を消費に向ける性向にあるとすれば、その際の乘數は二であつて、百億圓の投資增加によつて二百億圓の所得增加があることゝなり、從つて物價騰貴を抑制する爲には二百億圓の貯蓄がなされねばならぬ。かかる場合注入

せられただけの資金が回收されたとしても物價騰貴の抑制には不充分である。要するに注入せられた資金は何回となく回轉して、最初注入せられた額の何倍かの國民所得を成立せしめるものであるから、この增加した國民購買力を全部吸收するに非ざれば、インフレーション阻止は不可能なのである。

（註）拙稿「前掲論文」六四一頁參照

假りに我國民が平均して所得增加分の十分の四を消費に充てる性向にあるとすれば、乘數は一・六六であつて、少くとも十六年度公債發行豫定額七十五億七千萬圓と生產力擴充に充當される六十億圓を加へた百三十五億七千萬圓の一・六六倍、即ち二百二十五億二千六百萬圓が本年度に貯蓄されねばならぬ。若し事變以來の公債不消化部分によつて增加せしめられて來た購買力を吸收しようとするならば、更に多額の貯蓄が行はれねばならないであらう。或は最近における急激なる資材不足を考慮すれば、購買力と物資の均衡を得る爲に、更に貯蓄の增加が必要であらう。

かくの如くインフレーションを防止するには公債の完全なる消化と生產力擴充資金の充分なる供給が必要なるのみならず、更にこれ以上の貯蓄が必要である。從來の貯蓄奬勵策がその目標を略々達して來たに拘らず、依然として物價の上昇が停止してゐないといふ事實は、購買力吸收の不充分なることを最もよく例證するものである。物價は事變以來急騰を續け、卸賣物價は次表の如く、事變前に比して現在は三六・五％小賣物價は約五一の％騰貴を示してゐるのである。

卸賣物價指數（昭和六年十二月十日基準、三菱經濟研究所調）

	十二年平均	十三年平均	十四年平均	十五年平均	十六年二月	十五年二月比較騰貴率	十二年六月比較騰貴率
總指數	一九〇	二〇八	二三〇	二五七・八		二・三％	三六・五％
國內商品	一四四	一五七	一七九	一九八・一		保合	四一・二
貿易商品	二〇一	二二〇	二四一	二六六・二七一・三		二・七	三五・九
穀物類	二一九	二三五	二七七	三二九・三三四・四		〇・一	五七・〇
食料品及嗜好品類	一三〇	一三七	一四九	一七三・一七九・六		一三・〇	三九・八
被服地類	一七〇	二一八	二五七	二七一・二七二・八		（落）〇・五	五九・二
被服地原料類	一八六	一七九	二〇九	二三〇・二三六・一		（落）七・二	一四・一
建築材料類	一五八	一七四	一七六	一八九・一九三・六		六・二	二五・九
金屬類	三三九	三二二	三〇二	三三九・三四八・四		三・六	六・八
工業藥品類	一五三	一八三	二二二	二四六・二五〇・六		一・八	五五・四
工業雜品類	二八〇	二七二	三〇〇	三二〇・三二一・四		（落）二・五	一八・四
燃料類	一六一	二〇六	二一五	二二六・二三二・七		八・三	四九・五
肥料類	一八八	二〇三	二二一	二六二・二七一・一		六・八	四四・六

以上述べた如く、購買力の吸收は、戰時經濟計畫遂行に不可缺の要件であり、この吸收は主として國民貯蓄に依存しなければならないにも拘らず、現在までの貯蓄額は充分でなく、將來とても充分に增加し得るかは疑問とされてゐる。こゝにおいて從來の貯蓄政策が果して當を得たものであるかどうかを問題にしなければならぬ。從來の貯蓄政策とは、云ふまでもなく自發的貯蓄奬勵策である。政府はあらゆる手段を講じて自發的貯蓄を奬勵し、前述の如く、非常な成果を收めて來たのである。然しそれにも拘らず所要の資金を確保することは出來なかつたのである。

從つて自發的貯蓄奬勵のみによつて、果してインフレーションを防止し得るだけの購買力吸收が可能であるかどうかを問題にしなければならぬ。勿論自發的貯蓄を更に徹底することによつて、より以上の購買力吸收が可能であつて、その限り、貯蓄奬勵は非難さるべきものでない。然しながら貯蓄奬勵よりも更に效果的な方法はないであらうか。我々は之に代るべきもの、或は之と同時に行はるべきものとして強制貯蓄制度を採り上げざるを得ない。今や我戰時經濟は強制貯蓄を實行しなければならぬ段階に達したのである。

四　自發的貯蓄とインフレーションの關係

自發的貯蓄額は今日、相當の數字に達してゐるにも拘らず、それのみでは戰費の調達に不充分なることは、前述した如くである。この不足部分を補ふべき方法として、增稅、自發的貯蓄奬勵の一段の强化、及び强制貯蓄策の三つが主として考へられる。然し增稅による方法には多くを期待し得ない。勿論之によつて幾分の戰費調達は可能であるけれども、多額の增稅は事實上行はるべきものでなく、その上增稅によつて得られる資金の一部は、自發的貯蓄の中から賄はれるのである。增稅分はそれだけの消費抑制又は購買力吸收を意味するのではなく、却つてそれだけの自發的貯蓄の減少を意味するのである。それ故に增稅を行へば、自發的貯蓄は減少し、結局所要の戰費を調達し得ないことゝなる。

從つて戰費の調達は主として國民貯蓄に依存しなければならぬ。それでは自發的貯蓄の强化によつてこの調達は充分に行はれるであらうか。答へを先に云へば、我々がインフレーションを耐へ忍ぶならば、それは可能であり、インフレーションを欲しないならば、それは不可能である。ケインズも指摘してゐる如く、增稅と自發的貯蓄によつて戰費を調達することは不可能ではないけれども「それは前大戰における政策の適度に修正された反復、即ち稅收と自發的貯蓄を所要水準まで高めるに足る程度のインフレーションを意味する」のである（註）。自發的貯蓄を以つて足ると考へる人々の多くは、自發的貯蓄とインフレーションの關係について明確なる觀念を缺いてゐる。我々が依然として自發的貯蓄のみに賴るか、或は强制貯蓄策をも併用するかの態度を定めるに際して、兩者の關係を知ることは極めて重要である。今、その關係をケインズに從つて明らかにしよう。

（註）Keynes, ibid., p. 58. 邦譯百頁

國家は、貨幣制度を統御してゐる限り、國內商品の購入に充てる現金は何時でも調達することが出來る。而して政府の支出額から租稅收入と、輸入超過を賄ふ爲の在外資金の使用額を差引けば、その殘額は當然、自發的貯蓄の形で國民の手中にある筈である。何故なら、政府が財貨を買入れると、國民所得はそれだけ增加するが、この所得增加分を支出し得べき財貨は何一つ殘つてゐないからである。若し價格が騰貴すれば、その部分は誰かの餘分の收入となるだけで、依然としてその餘分の所得を消費すべき財貨は存しない。この議論は極めて重要であるに拘らず。殆んど理解されてゐないので、ケインズはイギリスの例を擧げて、これを詳細に述べてゐる。

今イギリスの生產物價値を戰前價格で五十五億ポンド、個人所得（政府からの振替支拂を含む）を六十億ポンド、租稅收入を十四億ポンド、在外準備金又は外國借款から支拂はれる輸入超過額を三億五千萬ポンド、更に政府支出を二十七億五千萬ポンド、之から振替支拂を除いた政府支出を二十二億五千萬ポンドとする。個人所得から租稅として納入する十四億ポンドを差引いた、四十六億ポンドは、個人の自由に消費し得べき額である。然し政府は既に生產額の內二十二億五千萬ポンドを買上げてゐるから、國民の購入し得る財貨は僅かに三十二億五千萬ポンド（五十五億ポンドから二十二億五千萬ポンドを差引いたもの）に過ぎない。そこで國民が、四十六億ポンドと三十二億

五千萬ポンドの差、即ち十三億五千萬ポンドを全部貯蓄するとせば、明らかにこの問題は解決される。この場合は物價の騰貴を見ずして、需要供給は均衡する。

然し國民が十三億五千萬ポンド貯蓄しようとしないならば、自發的貯蓄による戰費調達の組織は破綻するであらうかと云ふに、決してさうでない。既に前大戰において自發的制度は成功を收めたのである。ではこの逆說は如何に說明されるであらうか。

今、國民の自發的貯蓄は、所要の十三億五千萬ポンドではなく、最初は僅か七億ポンドであり、國民は殘餘の三十九億ポンドを戰前價格で三十二億五千萬ポンドの財貨に對して支出すると假定する。明らかに物價は二〇％騰貴して、需給は均衡するであらう。更に原價三十二億五千萬ポンドの財貨を三十九億ポンドで賣つた人々は、六億五千萬ポンドを過剩の支出不能所得として所有する。この額は正しく政府が自發的貯蓄として國民に期待してゐたものに外ならない。

然し、これが問題を一時的に解決するに過ぎないことは、直に分る。何故なれば、支出不能の六億五千萬ポンドの全體が永久的貯蓄を表はすものと期待する何等の理由もないからである。次の時期には潛在的に支出可能なる所得の全體に追加され、從つて二〇％の物價騰貴の繼續を考慮して三十九億ポンドしかない財貨に五十二億五千萬ポンド（四十六億ポンドと六億六千萬五千萬ポンドの和）の所得が相對することとなる。その上、物價が二〇％騰貴したとすれば政府にとつてもその買上價格を抑へることは不可能であらう。かくして直に我々は以上と同じ狀態に置かれることを知る。

若しも之が事實であるとすれば、自發的貯蓄組織は成功しないであらうし、從つて限りなき累進的インフレーシ■ンに逢着しなければならないであらう。然し幸ひにも以上は物語りの總てでない。では實際の成行はどうであるか。

最初の物價騰貴による六億五千萬ポンドの所得增加は、一少部分の個人及び會社に歸屬するであらう。これらの「不當利得者」は超過利得稅と一層高率の所得稅並に附加稅を納入する。恐らく六億五千萬ポンドの半分以上を租稅として支拂ふであらう。その上殘りの可成の部分を自發的に貯蓄するであらう。かくして六億五千萬ポンドの小部分だけが第二期に消費市場に現はれるであらう。均衡を保つ爲には、二〇％ではなくして、二乃至三％の物價騰貴で十分であらう。この際、一般國民に對し適當な增稅を行へば、不當利得者の消費增加分を相殺するに十分であらう。

不幸にも、之はまだ物語りの全部ではない。何となれば、我々は、二〇％の價格騰貴にも拘らず、勞働者は從來と同一の貨幣賃銀で滿足して居り、從つて不當利得者は第二期においても六億五千萬ポンドの利得を續け、依然同一規模の租稅を納めるものと假定したのであるが、この假定は事實でないからである。勞働者は必ずや賃銀引上を要求するであらう。その要求は少くとも部分的には成功を收めるであらう。若し賃銀その他の貨幣生產費が生計費に比例して騰貴するとせば、我々は、以前と同樣に、各段階で二〇％づゝ進行する無制限インフレーシ■ンに當面せねばならぬ。

然しそれにも拘らず、自發的貯蓄組織は成功するであらう。と云ふのは、賃銀其他の生產費騰貴は物價を上へ上へと追ひやるであらうが、物價は常に二〇％先を行くであらうからである。如何に賃銀が增加されようとも、これらの賃銀を支出しようとする行爲は、常に物價をその程度に前方へ押進めるであらう。假りに六ケ月後に、賃銀其

他の生産費が平均一〇％騰貴したとせば、物價は三二％（一一〇の一二〇％）騰貴するであらう。若し二年後に生産費が四〇％騰貴したとすれば、物價は六八％（一四〇の一二〇％）騰貴するであらう。かくして結局、自發的貯蓄組織は成功裡に運用されるであらう。即ち無制限の物價騰貴を見ずに、所要資金は自發的に調達されるであらう。但しその成功の唯一の條件は、勞働者階級及び其他の所得の適當額を不當利得者の手に向け、從つて主として課稅の形態で、そして一部は不當利得者による過剩の自發的貯蓄の形態で、大藏省の手に向けしめるに必要なる程度まで、物價が賃銀に比して騰貴しなければならないといふことである。

各時期において、自發的貯蓄が多いければ多い程、インフレーシ・ンを阻止する爲にも、資金を調達する上にも、好都合なことは云ふまでもない。國民貯蓄運動の結果、貯蓄が增加すればする程、それは政府にも國民にも有利である。それが不充分であるといふ點を除けば、自發的貯蓄運動に異論を唱へる餘地は少しもないであらう。然しながら、之を次に述べる强制的貯蓄と比較するならば、その孰れを選ぶべきかは明瞭となる。一個人にとつては、强制貯蓄によつて一ポンド富む道を選び、且つインフレーシ・ンを經驗しない方がよいか、それとも自發的貯蓄によつて一ポンド富み、且つ社會的惡結果を持つインフレーシ・ンに苦しむ道を選ぶかどうかである。强制貯蓄によつて個人の利することは必定である。たゞ國庫並に將來の納稅者にとつては、その答へはこれ程明白でない。强制貯蓄制度は、インフレーシ・ンによつて助けられる不完全な自發的貯蓄の方法を採る場合よりも、實質的價値で評價してより多額の國債を殘すであらうからである。何となれば强力な租稅徵集者であるインフレーシ・ンが作用しないならば、租稅收入は增加せずしてそれを補ふ爲に公債發行が增大するであらうからである。然しインフレーシ・ンによつて達せられた物價水準は永久に存續するものでない。若しその後、物價が低落するならば、インフレーシ・ンの利益は國庫にとつてさへ幻影となるであらう。蓋しインフレーシ・ン下の國債は、强制貯蓄制度下のそれよりも、貨幣額にして巨額となるであらうからである。

それ故、結局、政府支出から租稅收入を差引いた額を自發的貯蓄によつて調達し得ることは全く眞實である。然しそれは、勞働者が自發的に貯蓄しない所得部分を、企業家の自發的貯蓄及び課稅に强制的に轉換せしめる方法である。「我々が自發的制度に依存するであらう」と云ふことは、「我々は必要程度にインフレーシ・ンに依存するであらう」といふことを云ひ變へたものに過ぎない。（註）

（註）Keynes, ibid., pp. 57-69. 邦譯九九―一一九頁。

以上、ケインズの說明に從つて、自發的貯蓄とインフレーシ・ンが如何なる關係にあるかを明らかにした。之によつて、我々は自發的貯蓄による戰費の調達は不可能ではないけれども、若しインフレーシ・ンを避けつゝ戰費を調達しようと思へば、この方法に依存し得ないことを知つたのである。

五　强制貯蓄策

上述した如く、戰費を增稅と自發的貯蓄によつて調達することは、インフレーシ・ンを欲せざる限り、不可能である。勿論インフレーシ・ンを防止し得るだけの增稅と自發的貯蓄が何の障害もなく行はれ得るならば、戰費調達をこれだけに賴つてもよいであらう。然しながら我國の現狀よりすれば、このことは非常に困難なるやうに思はれる。前述したやうに事變後數億圓の增稅がなされ、今後も幾分增稅を見るであらうが、それには勿論限度がある。自發的貯蓄も亦、著しい增大を見て來たけれども、尙不充分であつたし、將來においても充分であらうとは思はれぬ。して見れば、戰費の調達、從つて購買力の吸收のより以上の方法として殘るのは、强制貯蓄あるのみである。

購買力吸收が絶對要件であるとすれば、唯一の殘された方法である強制貯蓄の實行も亦、絶對要件として、浮び上つて來るであらう。

強制貯蓄策が我戰時經濟の現段階において行はれねばならぬとすれば、その方法如何は非常に困難なる問題を含み、これに關しては幾多の議論の生ずるところである。既にこの方法について若干の提案が爲されてゐるけれども(註1)、それらの中にあつて最も優秀にして具體的なる方法はケインズの提案になる強制貯蓄策であらう(註2)。ケインズの提案が我國において受け容れらるべき方法であるかどうかは勿論、輕率に結論を下すべきではない。然し我國が將來強制貯蓄策を採らねばならないとすれば、彼の方法は必ずやその參考に供せられねばならぬであらう。

（註1）金原賢之助博士「前掲書」一〇三～五頁

（註2）ケインズは一九三九年十一月十四、十五兩日に亙り、ロンドン・タイムズ紙上に"Paying for the War"と題して彼の強制貯蓄案を初めて發表した。それまで彼以上の優れた案を示唆した者は一人もゐなかつたので、彼の案は非常なる注目を受け、それに對し幾多の批判を蒙つたのである。そこでケインズはこれ等批判の或ものを受容れて、案の一部を補正し、一層詳細なる修正案を發表した。之が一九三〇年二月公刊された「如何に戰費を支辨すべきか」(How to Pay for the War)と題する小册子である。前の論文を修正した眼目は彼の言葉によると次の如くである。即ち「最初の説明では、余は主として金融的技術の問題を取扱つたのであつて、この技術によつて切り開らかれる社會正義の充分なる成果を確保しなかつた。それ故、この修正案では、余は戰爭の危急時から積極的な社會改善をつかみ出さうと努めた。こゝに提案した全計畫は、最近提案された如何なるものよりも一層大なる經濟的平等に向つての一進歩を具體化せるものである」と。(Keynes, ibid., pp. iii-iv. 邦譯序文六頁)本論はこの小册子の方法に準據せるものである。

（一）ケインズ強制貯蓄案の構造

戰時においては、國民所得が著しく增加するにも拘らず、消費支出を減少せしめねばならないが故に、インフレーシヨン防止の爲に、購買力の吸收が何よりも急務である。この吸收の方法は種々あるけれども、その內ケインズは強制貯蓄の方法を最も效果的であると考へ、次の如き構造をもつ強制貯蓄案を提出する。

第一に各人の所得中如何程を强制的に貯蓄せしめるかの比率、即ち支出繰延の比率を定める。若しこの比率が各所得層に對して公正に定められるならば、戰時中の即時消費權が各所得層に公平に割當られると同時に、戰後の繰延消費權が、單に資本家階級の手に集中されずに、即時消費を斷念せる總ての人々に廣汎に配分されるといふ、二重の利益を持つものである。

第二に、この繰延べられた消費權は戰後一定の時期に解放する。しかしてこの繰延消費を許容する場合は、公債の發行によらないで、戰後の一般資本課稅による。

第三に、生活水準に充分の餘裕を持たない人々の經常消費を減少せしめないやうにする。その爲に免除制、强度の累進制、家族手當制度を設ける。

第四、將來貨幣賃銀率、年金、其他手當を變更する場合は、その變更を一定範圍の割當物資の原價變動に連繫(リンク)せしめる。

以上四つが、ケインズ强制貯蓄案の骨子であるが、この中最も重要なのは云ふまでもなく第一の繰延消費案である。この提案を採用しないならば、家族手當費用は增大し、低價格による割當制も維持せられず、インフレーションの進行は愈々不可避となり、國庫は益々深く財政的窮地へと導かれて行く。

かくの如き一般計畫をケインズは、誰もが守らねばならない道路規則にたとへる。この規則によつて何人も利益するが、何人も損失を蒙るものでない。このやうな規則は決して自由侵害ではない。道路規則が設けられても、人人は從前と同じ位通行するであらう。この計畫のもとでも人々は從前と同じ位消費するであらう。道路規則が出來ても、人々はそれが無かつた時と同じやうに、どの道を通行するかについて自由選擇をなし得る。同樣にこの計畫が出來ても、以前と同じやうに、何を消費するかの自由選擇を持ち得るのであると。（註）

（註）Keynes. ibid. pp. 8-12. 邦譯一五—一二頁。

（二）繰延消費額

繰延消費額を定めるに際しては、第一に、民間消費に殘されるであらう消費財の大いさ、ケインズの所謂菓子の大いさを計算しなければならぬ。而してこの菓子の大いさを計算するには、更に次のものゝ大いさを評價しなければならぬ、

（一）經常生產高又は國民所得額

（二）在外資金額

（三）戰爭遂行に充當される額

先づ第一の額であるが、ロスバース（E.Rothbarth）がコーリン・クラーク（Colin Clark）の統計に基いて作成せるものによれば、一九三八年度（一九三八年四月一日から一九三九年三月三十一日まで）におけるイギリスの生產高は、その年度の價格にして約四十八億五千萬ポンドであつて、その內譯は次の如くである。

一、民間消費の經常價値（但し、經常減價償却費を含む）…三十七億一千萬ポンド

一、建築物、工場、運輸機關並に在庫品への民間の新規純投資の經常費用（即ち經常減價償却費を超えた經常資本支出）…二億九千萬ポンド。

一、政府事業の經常費用（資本支出を含む。但し恩給受領者及び國債保有者等への「振替」拂を除外する。蓋しこれらの支出は既に前二項目の中に含まれてゐるからである。）…八億五千萬ポンド。

合計…四十八億五千萬ポンド

この生產高は失業勞働者、婦人及び少年勞働者の雇入、勞働强化及び勞働時間の延長等によつて增加せしめることが出來るが、他方、軍隊への召集による勞働不足、原料及び船舶の不足等によつて減少する。これらの事情を考慮して、ケインズは、結局、一五乃至二〇％の生產增加が可能であらうと考へる。若しその中間をとつて一七・五％だとすれば、八億二千五百萬ポンドの增加となる。

この生產增加額の中より政府の需要增加分が充たされ、殘りがあればそれは民間の需要增加分に向けられる。然し政府の需要增加はこの外、經常減價償却及び經常新投資の部分からも充たされ得る。假りにイギリスにおける經常減價償却費四億二千萬ポンド中から一億五千萬ポンド、經常新投資三億ポンドの全部、計四億五千萬ポンドが政府需要に向けられ得るとする。更に政府需要は金の賣却、外國投資、及び海外借入から賄はれる。ケインズは、長期戰に備へて安全に年々用ひられ得るこれらの額の最大限度を三億五千萬ポンドと評價する。

右を合計すれば、一年に十六億二千五百萬ポンド（£825百萬＋£450＋£350）の資源が、政府需要及び民間經常消費の增加部分を充たすことゝなる。

このやうな事情において、今イギリスの戰事豫算が年十五億ポンドの割合で增加するものとすれば、民間消費は一億三千五百萬ポンド（£1,625,000,000－£1,500,000,000）增加し得ることゝなる。然しイギリスの戰費は更に增大

せざるを得ないであらう。若し十五億ポンド以上、更に三億五千萬ポンド増大するとすれば、民間消費は逆に二億五百萬ポンド減少しなければならぬ。それ故、イギリス國民が消費支出を抑制しなければならぬ額は、所得増加分から八億二千五百萬ポンドと、それに加へて從來消費に充てられてゐた所得から二億二千五百萬ポンド、計十億五千萬ポンドである。

かくの如く、國民所得は八億二千五百萬ポンド増加するに拘らず、民間消費は、低く見積つても、一億七千五百萬ポンド減少しなければならない。從つて民間所得の中から合計約十億ポンドが消費面から引揚げられねばならないことになる。しかもこの額は戰後賃銀及び物價が騰貴しないものと假定してのものであるが、實際にはそれらは戰後騰貴してゐるのであるから、この額は幾分高められる必要がある。一九四〇年一月末現在で、イギリスの卸賣物價は二七％、生計費は一〇％、賃銀は五％の昂騰であるから、現在の賃銀及び物價水準で示すならば、この數字は約一〇％増大することゝなる。即ち國民所得の中から約十一億ポンドの繰延消費がなされねばならない。（註）。

（註）Keynes, Ibid., pp. 13-19. 邦譯二三―三四頁。

（三）戰費を負擔すべき階級

このやうに戰時においては巨額の消費抑制が必要であるが、この抑制は如何なる所得階級によつて爲さるべきであらうか。富者だけが之を爲して、勞働者階級は之を爲す必要がないであらうか。否、ケインズは富者も勞働者も國民の全階級によつて爲されねばならないことを主張する。

イギリスにおいて、戰前所得に戰後増加見込額を加へた戰時所得總計から戰前の地方税及國税を控除すると次の如き數字になる。（單位百萬ポンド）

所得階層(*)	二五〇ポンド以下	二五〇―五〇〇ポンド	五〇〇ポンド以上	合計
戰前所得	二、九一〇	六四〇	一、七〇〇	五、二五〇
戰時增加額	四二五	一〇〇	三〇〇	八二五
戰時所得總計	三、三三五	七四〇	二、〇〇〇	六、〇七五
戰前の地方税及び國税	三九〇	五〇	七八〇	一、二二〇
差引	二、九四五	六九〇	一、二二〇	四、八五五

＊　戰時增收によつて高所得階級に移行しつゝある者でも戰前に屬してゐた階層に含めてある。

從つて差引四十八億五千五百萬ポンドの中から、戰費増加分が賄はれることになる。

今、政府支出が十八億五千萬ポンド増加し、その内一億五千萬ポンドが減價償却積立金から、三億五千萬ポンドが在外資金と海外借入から賄はれるとすれば、殘る十三億五千萬ポンドが増税又は公債によつて調達されることになる。

現在のイギリスの狀勢では、たとへ課税水準を高め、以下提案されてゐるやうな繰延所得制度を採用したとしても、少くとも四億ポンドの自發的貯蓄を期待することが出來るとケインズは考へる。假りに普通の意味の自發的貯蓄が皆無にしても、建築組合、生命保險會社、退職手當基金、諸會社の未配當利益金、その他を通して正味三億ポンドの貯蓄は可能である。ケインズはこの金額を次の如く各種の所得階層に割當てゝゐる。（單位百萬ポンド）

所得階層	二五〇ポンド以下	二五〇―五〇〇ポンド	五〇〇ポンド以上	合計
戰前課税を控除せる戰時所得	二、九四五	六九〇	一、二二〇	四、八五五

最大限度の自發的貯蓄	五〇	七五	一七五	三〇〇
差引	二、八九五	六一五	一、〇四五	四、五五五

假りに自發的貯蓄を四億ポンドとしても、尙九億五千萬ポンドが他の方法によつて調達されねばならぬ。若し年五百ポンド以上のあらゆる所得者から五百ポンドを超過する全所得部分を租稅として徵收しても、その額は六億二千五百萬ポンド、即ち政府の必要とする額の僅か三分の二に過ぎないのである（註1）。然しこのやうな大規模の課稅は到底實現され得ない。從つて戰費は年收五百ポンド以下の所得層からも亦、調達されねばならぬ。假りに年二百五十ポンド以上の所得者から二百五十ポンドを超える所得部分を全部徵收するとせば、その額は十億五千萬ポンドとなり（註2）、政府の必要額を充分充たし得ることとなるけれども、かくの如き課稅はその反動として所得の減少を惹起するであらうし、又かくては彼等の戰時所得總額の凡そ四分の三を貯蓄及び課稅として徵收し、彼等自身の消費のためには、その所得の四分の一以下を殘すに過ぎないことゝならうから、かくの如き課稅は到底不可能である。從つて年額二百五十ポンド（週五ポンド）以下の所得層からも戰費を調達せざるを得ぬ。この所得層は人口の約八八％を占め、イギリスの個人所得總額の六〇％以上に及び、且つ經常消費の約三分の二に達する。更にこの階層の所得は、戰爭の結果平均約一五％增加してゐる。一方において年額二百五十ポンド以上の者が所得の僅か四分の一を消費に殘されてゐるに反し、それ以下の者が一五％の消費增加を許されるであらうと云ふことは、考へられ得ないことである。それ故に、唯一の問題は、この階級が擔當すべき戰費がどの程度の額でなければならないか、又それが如何にすれば最小の犧牲と最大の公正をもつて得られるかといふことである。（註3）

（註1）年收五百ポンド以上の世帶數は約八十四萬であつて、彼等の戰時所得總額は、戰前課稅と最少限度の貯蓄を控除すると、十億四千五百萬ポンド以上となるから、一世帶五百ポンドづゝを差引けば六億二千五百萬ポンド殘る。

（註2）年收二百五十ポンド以上の世帶數は約二百四十三萬、その戰時所得總額は十六億六千萬ポンドであるから、一世帶二百五十ポンドづゝ、即ち合計六億一千萬ポンドを差引けば、十億五千萬ポンドとなる。

（註3）Keynes, ibid., pp. 20-26. 邦譯三五－四六頁

（五）解決の一般原則

以上までに得られた結論は、戰時の生產增加を考慮し、且つ戰前の租稅收入と何時でも賴り得る自發的貯蓄を差引けば、消費せらるべきではなくして戰費調達に向けられねばならぬ所得が、民間に約九億五千萬ポンド殘つてゐるといふことである。

ケインズはこの內、半額の五億ポンドは恐らく課稅によつて調達され得るであらうと考へる。既にサー・ジョーン、サイモンの緊急豫算は四億ポンドの戰時課稅を見込んでゐるし、不必需品の賣上稅その他によつて更に一億ポンドの調達が可能である。然じこれ以上の增徵は公正と能率を維持しようとする限り、容易なことでない。即ち一般賣上稅や賃銀稅の如き新課稅或はインフレーションの助けを借りる增稅によつて、これ以上の調達が出來るとしても、これらの方法は、企業家のみに利益を與へ、勞働强化によつて得られた所得の利益を勞働者から奪ひ取つてしまふ結果となるのである。

それでは殘餘の四億五千萬ポンドをどうして調達すべきであらうか。それは貯蓄による以外に方法はないのであるが、これだけの額を自發的貯蓄の增加によつて賄ひ得るであらうか。勿論インフレーションが進展するならば、それは可能であらう。然しインフレーションの助けを借りないとすれば、自發的貯蓄のこれ程の增加は不可能であ

る。前述しやうに貯蓄增加は年所得二百五十ポンド以下の所得層によつて主として爲されねばならないのであるが、彼等の支出慣習を變化せしめることは容易ではないからである。

四億五千萬ポンドを自發的貯蓄によつて賄へないとすれば、之を強制貯蓄、即ち消費繰延によつて調達するより外に方法はない。個人所得の一部を繰延支拂(deferred pay)にする方法は、今一つのインフレーションの途よりは遙かに望ましいものである。而して繰延支拂の實行を機機として所得の社會的配分を積極的に是正することが出來るならば、それは一層望ましいものとならう。我々がこのやうな望みを併せ抱くならば、所得の一部分を繰延べるといふ第一原則に、更に第二、第三の原則を附加しなければならない。

第二原則とは、新課税の大部分は二百五十ポンド又はそれ以上の所得層に課すること、而してそれ以下の所得層からの捻出の大部分は、所得を全然放棄するのではなく、單にそれを繰延べる形式をとるべきだといふことである。

第三の原則は、適當な最低生活水準を維持すること、即ち貧しい階級に特別の救濟を與へることである。平時においてすら許されなかつた社會的改善費用を戰時において要求するのは、一見して逆説を弄するやうであるが、ケインズは社會的改善の必要はこういふ時こそ增大するのだと考へる。

第三原則を遂行する際、二つの異つた方法が同時にとられねばならない。第一は家族手當を現金で支給する方法である。ケインズは十五歳以下の兒童一人につき、週五シリングの家族手當を現金で支給すべしとし、その爲の純費用を一億ポンドと見る。然しこれだけでは、戰爭によつて所得の增大を見ず、或は生計費の騰貴に十分追ひつけない多くの小所得階級を救助することは出來ぬ。そこで第二の方法として、極く少い種類の消費財の割當配給を低廉な一定價格で行ふ方法を講ずる。若し割當物資の價格が少しでも騰貴するやうな場合には、それに相當する賃銀引上が許される。勿論これは補助金を必要とし、從つて大藏省に大なる重荷を負はすことゝなるから、所得繰延を含む包括的計畫の一部として行はれなければならぬ。若しさうでなければ、增加せる國民所得は他の商品價格を昂騰させ、割當商品の價格との間に過度の開きを生むことゝなる。一方では購買力の增大を無限に放置しながら、他方で消費財の價格を固定せしめようとする試は、明らかに誤謬である。

以上がケインズの解決策の根本原則である。之によつて勞働者は、遲かれ早かれ彼等の勞働强化に完全に相應する消費の享受を確保することが出來、インフレーションや賃銀税の場合に比して大きな利益を得ることゝなるであらう。同時に家族手當と物資の低廉なる割當配給によつて、貧しい家族の經濟狀態は戰時においてさへ、改善されることゝならう。かゝる計畫こそ戰爭を積極的社會改良の機會たらしめるのである。(註)

（註）　Keynes, ibid., pp. 27-34. 邦譯四七－五九頁

（六）　計畫の細目

解決策の一般原則に續いて、ケインズはその細目を述べる。何人も强制貯蓄案の原則について異論がなくても、その細目に亙つては種々見解を異にするであらうから、彼は原則と細目を區別して述べるのが賢明だと考へるのである。

細目の決定に當つてケインズは次の五つの事項を基礎に置く。

(一)　週五ポンド(年二百五十ポンド)又はそれ以下の層の總實質消費を、出來るだけ永きに亙つて、戰前水準又はそれに近い水準に維持せしめること。

(二)　この階級の下半層は戰時所得の增加を全く受けないか或は僅かしか受けてゐないが故に、若し彼等の生活

水準を維持せしめようとするならば、彼等の經常所得からの繰延は極く僅少にとゞめねばならぬ。

（三）賃銀率に比して生計費の幾分の騰貴は不可避であり、しかも如何なる計畫のもとにおいても、個人的待遇の不公平を避けることは不可能であるから、家族手當制度によつて家族を有する者に恩惠を與へるやうにする。

（四）低位所得層の戰時所得增加は、高位所得層の場合よりも遙かに强化された勞働の結果であらうから、前者の分擔は主として所得繰延の形式をとるべきであり、後者の分擔は主として增稅の形式をとるべきである。

（五）輸入品原價の騰貴は、補助金の支給を以つてしても、賃銀に比して五％以上の生計費上昇を來たすであらう。

次に繰延支拂額を如何程にすべきかを定めねばならぬ。前述したやうに、政府支出の增加分十八億五千萬ポンドは、減價償却積立金から一億五千萬ポンド、在外資金と借入から三億五千萬ポンド、自發的貯蓄から四億ポンド、增稅から五億ポンド賄はれ、殘餘の四億五千萬ポンドが繰延所得によるのであるが、この外家族手當の費用として一億ポンド、物資割當費用として五千萬ポンド見込まれねばならぬから、結局繰延支拂によつて調達さるべき額は六億ポンドとなる。

ケインズはこの六億ポンドの負擔を右の條項に基いて、次の如く各所得層に配分する（單位百萬ポンド）。

	所得層	二五〇ポンド以下	二五〇ポンド以上	合計
增稅（1）		一五〇	三五〇	五〇〇
所得繰延		二五〇	三五〇	六〇〇
生計費の相對的騰貴による損失		二二五	五〇	一七五
合計	五二五	七五〇	一、二七五	
戰時所得增	四二五	四〇〇	八二五	
差引	一〇〇	三五〇	四五〇	
家族手當（2）	一〇〇	—	一〇〇	
實質的消費減	〇	三五〇	三五〇	

（1）戰前課稅收入の增加分を含む

（2）兒童一人當り五シリングの割合

高位所得層の消費額は著しく減少するに反し、低位所得層のそれが全然減少しないのは、戰爭を機會に所得の再分配を出來るだけ行はうとするケインズの意圖に基くものである。

さてケインズ案の細目は次のやうである。

（イ）兒童手當　兒童一人につき週五シリング（年十三ポンド）とする。

（ロ）最低基本所得　繰延免除を受くべき最低基本所得は、獨身者にあつては週三十五シリング、妻帶者にあつては週四十五シリングとする。

（ハ）基本所得を超過する所得　最低基本を超過する所得の一定率は、一部は直接稅として、一部は繰延支拂として政府に納入する。兩者の結合比率は所得水準の增加につれて累進する。兒童なき妻帶者が、繰延支拂、所得稅及び附加稅として納入すべき所得の百分率は次のやうである。

週四五シリング以下		年七〇〇ポンド		
五〇	〇	一、〇〇〇	二九%	
五五	三・五	二、〇〇〇	三五	
六〇	六	五、〇〇〇	三七・五	
八〇	八3/4	一〇、〇〇〇	五三・五	
一〇〇	一五1/3	二〇、〇〇〇	六四	
年三〇〇ポンド		五〇、〇〇〇	七五	
四〇〇	二一	五〇、〇〇〇以上	八〇	
五〇〇	二五		八五	
	二七			

（二）課税と繰延の區別　右の方式によつて徴收された所得の一部分は所得税及び附加税に廻され、殘餘は後に述べるやうな方法で預金としてその者の貸方に記入される。兒童なき場合の兩者の額はそれぞれ次の如くである。

週所得	獨身者 繰延拂	獨身者 現行所得税	妻帶者 繰延拂	妻帶者 現行所得税
三五シリング	シリング ペンス 〇	〇	シリング ペンス 〇	〇
四五	三・六	〇	〇	〇
五五	五・九	シリング ペンス 〇	シリング ペンス 〇	〇
七五	九・九	一・三	三・六	〇
八〇	一〇・九	四・三	一〇・六	〇
一〇〇	一四・三	五	一二・三	シリング ペンス 〇
		八・六	一五・一〇1/2	三・四1/2

兒童二人を有する妻帶者の場合は次の如くである。

週所得 シリング	繰延支拂及び所得税		家族手當 シリング	消費に向けられる現金殘高 シリング	
三五	〇		一〇	四五	
四五	シリング ペンス 〇		一〇	五五	
五五	三・六		一〇	六一・六	ペンス
七五	一〇・六		一〇	七四・六	
八〇	一二・三		一〇	七七・九	
一〇〇	一九・三		一〇	九〇・九	

これによれば二人の兒童を有する週七十五シリング以下の妻帶者は、所得額以上の現金を持ち、之に加へて多額の繰延支拂を預金として所有することになるのである。

週五ポンド以上の妻帶者の場合は次の如くである。

年所得	所得税及び附加税	繰延所得	所得殘高
三〇〇ポンド	一五ポンド	四九ポンド	二三六
四〇〇	三一	六八	三〇一
六〇〇	九三	七六	四三一
一、〇〇〇	二一八	一三五	六四七
二、〇〇〇	五六二	二八五	一、一五三
五、〇〇〇	二、〇五五	六三〇	二、三一五
			六五　（六〇九）

一〇、〇〇〇	五、二六八	一、一五六	三、五七六
二〇、〇〇〇	一三、〇一八	一、八九六	五、〇八八
一〇〇、〇〇〇	八〇、七六八	四、一三三	一五、〇九九

高位所得層においては、その總所得に對する繰延所得の比率は低く定められてゐるが、これはこの所得層に課せられる所得税並に附加税が多額なるによるのである。

（ホ）徴收方法　被保險勞働者は、社會保險と同樣に、繰延支拂カードを保有し、納入毎に雇主の證印を受ける。所得税納付者は所得税納入と全く同樣の方法による。從つて徴收の爲に新しい機關を設ける必要はない。

（ヘ）繰延支拂の預入機關　繰延支拂の所得は、共濟組合、勞働組合或は其他健康保險團體の孰れに預入れようと各人の自由である。預入機關の選擇を行はざる者は郵便局に預入れしめる。（註）

（註）Keynes, ibid., pp. 34-44. 邦譯六〇—七七頁

（ト）繰延支拂の解放　このやうに繰延所得は各種信用機關によつて封鎖預金として保管されるのであるが、この預金は次の場合に拂戻を認められる。

（一）建築組合への賦拂金、生命保險料、賦拂購買契約及び銀行貸付等の戰前契約の履行、並に遺產相續税の納付の場合。

（二）新規生命保險證券又は養老保險證券購入の場合。

（三）疾病、失業又は特別の家庭の出費に充當せざるを得ない場合。

これらの拂戻の爲に强制貯蓄額は六億ポンドにやゝ不足するかも知れない。然し一般的には、この預金は、戰後政府が定めた期日に分割拂によつて解放されるまでは、その拂戻を許されない。預金の終局的解放に適當な時期は、戰後最初の不況の開始期であらう。何故ならば、その時は現在の狀態と全く反對になるであらうからである。即ち需要が供給を超過するのではなくして、生產能力が經常需要を超過するであらうからである。かくして繰延支拂制は二重の利益を與へる。即ちそれは今日においてインフレーション並に乏しい資源の消耗を防ぐと同じ程度に、いてディフレーション並に失業を防止するであらうからである。現在我々が消費者需要を減少せしめようと焦慮し將來においてゐると同じ程度に、それを增加せしめようと焦慮する時が戰後に到來することは確かである。消費支出を、それが抑制さるべき時から奬勵さるべき時まで延期することは實に賢明な方法である。

預金がかゝる事情のもとにおいて解放されるならば、この制度は實質的資源の點から見ても、金融上から見ても、自然解消を遂げることゝならう。實質的資源の點からそれが自然解消するのは、若しこの制度がなかつたならば不況期に浪費されるであらう勞働及び生產能力から、消費が充足されるであらうからである。金融上から自然解消するのは、それが、失業救濟、公共事業、及び其他の失業防止手段の費用を調達する爲に、他の公債を募る必要を避けしめるであらうからである。

封鎖預金の解放はこのやうな長所を持つものであるが、その終局的解放には種々の困難を伴ふものである。然しケインズはこの困難は、强制貯蓄を行はなかつた場合に惹起される困難よりも、遙かに少いものだと考へる。而して若し戰時國債が巨額に達するやうな場合は、戰後不況前に資本課税を徴し、之によつて繰延支拂の解除に必要な資金を調達すべきだと考へる。（註）

（註）Keynes, ibid., pp. 44-50. 邦譯七八—八八頁

（チ）割當物資の價格統制及び賃銀統制　最後に、貧困階級に低廉なる價格で物資の割當配給を行はねばならぬが、

之は前述したやうに繰延支拂を含む包括的計畫の一部として實行されるのでなければ、效果はない。

消費者の購買力を吸收しないで行はれる割當物資の價格統制には二つの主要なる缺陷がある。第一は、各人の消費が非常な變化に富んでゐる爲に、各人にあらゆる消費財を同一に割當てるならば、資源と享樂の兩方面に莫大な浪費が生ずることである。パン、砂糖、鹽の如きものは比較的大きな損失はない。けれども牛乳、コーヒー、ビール、酒、肉、衣服、靴、服飾品、家具の如きを各人に一樣に割當配給しようとすれば、非常な無駄が生ずる。その上、割當配給切符によつて總ゆる商品を網羅することは不可能である。從つて消費者に餘り必要でない商品でも、若しそれらが統制を受けてゐないならば、購買力はその方面に流れ、それら商品の生產を促進するに至る。假りに或奇蹟によつてこの方法が全く成功し、從つて消費が完全に統制され、消費者の手に消費し得ない大部分の所得が殘されたとしても、それはたゞ、丹念な、遠廻りの、且つ無駄の多い方法によつて、所得が最初から繰延べられたと同一の結果に到達したゞけのことになるであらう。從つて若し我々の目的が消費者の所得の一部を支出せしめないことにあるとすれば、初めからその目的で出發し、繰延支拂又は課稅によつて、消費してはならない部分を引き揚げ、しかる後消費の許された所得部分を、各種消費財に如何に配分するかについて、消費者の自由選擇に任すべきである。かくして困難と浪費は避けられ、消費者は遙か多くの滿足を享受することが出來る。然し割當策の目的は消費全體を統制することにあるのではなく、特殊の理由で供給の制限されねばならぬ一商品から出來る限り公平な方法で消費を他に轉ぜしめるにある。供給の制限されてゐる商品が日常の必需品でないならば、その價格を騰貴せしめて消費抑制を行つてもよいが、それらが必需品であるならばその價格騰貴は望ましくないので、これらを一定の價格で割當配給するのである。

購買力を制限することなしに價格統制を行ふことの第二の缺陷は、價値ある資源に購買力を集中せしめ、それらを涸渴せしめることである。「若し一般消費の爲に解放されてゐる資源の量が著しく制限されてゐるならば、價格公定策は商店の品不足と、充たされぬ購買客の列を現出せしめるであらう」と、ケインズは云ふ。價格公定は舊式のインフレーションに比すればより現代式である。之によつてインフレーションの發生を延期することが出來よう。然しそれは何等眞の解決策ではない。商店の品不足とお客の行列は、非常に不公平な分配、恐るべき時間の浪費、並に國民の氣分の無用の摩擦を招來するものである。

次に賃銀統制であるが、假りに繰延支拂制度が採られてゐないとすれば、生計費の暴騰は賃銀を騰貴せしめ、賃銀の騰貴は逆に生計費を騰貴せしめて、インフレーションが進展する。然しこの制度が採用せられるとすれば、問題の解決は容易である。その場合には、政府は極めて限定された必需品の價格騰貴を阻止し、政府がこの阻止に失敗しない限りは、勞働者も生計費を理由に賃銀引上を要求しないことにすればよいのである。（註）

（註）Keynes, ibid., pp. 51-57. 邦譯八九―九八頁。

以上がケインズ强制貯蓄案の大要である。

六　結　論

以上述べて來たやうに、事變以來增大し續けた購買力を吸收することは、目下我國金融政策の最も重要なる問題であるに拘らず、從來採られて來た增稅と自發的貯蓄奬勵のみでは、この吸收は著しく不充分であるから、これらの方法を補ふべきものとして强制貯蓄策が採用されねばならぬのである。增稅と自發的貯蓄を更に徹底するならば、必しも强制貯蓄を行ふ必要はないであらう。然し增稅及び自發的貯蓄に賴るのと、强制貯蓄に依存するのと、一般

的に見て孰れが望ましい方法であるかは、ケインズの說明によつて明らかであつて、こゝにその優劣を繰返す必要はなからう。

たゞこゝで、戰時經濟政策の課題を達する上に、強制貯蓄策が如何に有效な手段であるかを明示しておかねばならぬ。第一に、強制貯蓄によつて初めて公債の完全なる消化と、生產擴充資金の充分なる供給が可能であつて、近代戰が必要とする戰費は之によつて充分調達され、又物資の調達も通貨側からは最も圓滑に行はれ得るのである。第二に、強制貯蓄によつてインフレーションは未然に防止され、以つて戰時中の國民生活の安定が確保される。第三に、之によつて所得の再分配が可能であり、又戰後の混亂狀態が回避され、しかも戰後やがて到來するであらう不況が打解され得るのである。

然るに我國においてのみならず、イギリスにおいてすら、ケインズの強制貯蓄案は採用されやうとしないで、種種の反對を蒙つてゐる。その反對理由の主なるものを擧げると、

第一に、強制貯蓄を行ふと、從來爲されて來た自發的貯蓄が減少し、結局、總貯蓄額は減少するであらうといふ反對である。強制貯蓄によつて自發的貯蓄が減少することは確かであるけれども、ケインズの計畫の如く、貯蓄を強制しても尙行はれるであらう最少限度の自發的貯蓄額を豫定し、所要貯蓄額とこの最少限度の自發的貯蓄額との差を強制貯蓄にするならば、我國の總貯蓄額が減少することは考へられない。強制貯蓄の實行によつて預金が可成拂戻され、一時的に減少することは止むを得ないであらうが、我々は強制貯蓄によつて結局從來の自發的貯蓄額以上の貯蓄が可能なのである。

第二に、強制額だけ貯蓄すれば、それ以上の貯蓄は不必要であるといふ觀念を國民に持たせ、却つて殘餘の所得を濫費せしめるといふ反對がある。然し國民が殘餘の所得を濫費するかどうかは、その國民の時局認識の如何によるのであつて、之を濫費せしめないやうに指導することこそ政府當局の務めである。若し又濫費の傾向が強い時には、それを不可能ならしめるやうに強制貯蓄額を高めることも出來るのである。所得の濫費は自發的貯蓄の際にもあるのであつて、貯蓄を強制した爲に特に之が激增するとは考へられぬ。假りに多少の濫費があるとしても、強制貯蓄の諸利益を考へるならば、このやうな些細な弊害の爲に強制貯蓄の實行を斷念すべきかどうかは容易に分ることである。

第三に、切符配給制を徹底するならば、如何に豐富な購買力を持つてゐても、それを使用し得ないから、殘餘の購買力は必然的に貯蓄され、從つて強制貯蓄を行ふ必要はないと云ふ反對がある。このやうな見解が如何に誤つてゐるかは、ケインズの說明を待つまでもなく、明らかである。

最後に、強制貯蓄制は勞働者及び低額所得層の生活水準を低下せしめるものだといふ反對が、イギリスにおいて強く作用して來た。然しこれは、ケインズの最初の提案に對して妥當するものであつて、こゝに述べた修正案に對しては何の根據もないことである。修正案では、彼等の生活水準は低下されるどころか、寧ろ高められるのである。

（註）反對論の詳細については、金原賢之助博士著「戰時世界經濟の物價・通貨・爲替」一〇八―一一二頁及び中村重夫教授「貯蓄強制論」（銀行研究）一四―一七頁參照。

このやうに強制貯蓄に關する反對は、すべて枝葉の問題であつて、強制貯蓄の根本原則を覆すものでない。勿論この外、資本家階級及び高所得階級の立場よりする利己的な強い反對があるであらう。然しこれらの反對は我國の

重大なる危機に際しては、克服されねばならない。資本家階級の反對を押切つて強制貯蓄を實行し得るかどうかは一に政府の政治的推進力如何にかゝつてゐるのである。

我國においては、資金貸付の部面のみが強制的統制を受け、資金吸收の部面が任意的に放置せられてゐるのであつて、これは一つの矛盾である。たゞ、今議會で成立した貯蓄組合法は幾分強制的色彩を帶びて來たけれども、それはまだ購買力の強制的吸收に關する包括的計畫ではない。資金吸收が任意的方策によつて充分達せられるならば問題はないのであるが、現在においては、資金の需要が益々強いにも拘らず、その供給が著しく不足してゐるのであるから、資金の貸付と吸收は一つの計畫のもとに一元的に統制されねばならぬ。かくしてこそ戰時經濟計畫の完全なる遂行は可能であらう。貯蓄強制に多少の實行上の困難があるからと云つて、その實行を回避すべき時ではない。強制貯蓄を行はなかつたならば發生するであらう諸困難と、それを實行する場合の困難を比較すれば、後者の困難が如何に小さいかを了解し得るであらう。

かくの如く實行上の諸困難を排しても尙強制貯蓄は行はれねばならぬ。然し我國において強制貯蓄制が採られるとすれば、先づ所要貯蓄額を算出しなければならぬ。この算出は上述したケインズの方法によつて可能であらう。勿論我國は開戰以來、既に數年を經過し、物價も著しく騰貴してゐる狀態にあるので、ケインズの方法によつて算出され得る額よりも遙かに多額の貯蓄が必要であらう。或は寧ろケインズの乘數理論を用ひて算出した方がより適切であるかも知れぬ。然し我々が孰れの方法を用ひて所要貯蓄額を算出するにせよ、その算定の基礎となるべき統計と數字を缺くのである。我國においては統計が不充分なるのみならず、貯蓄額算出に必要なる數字は殆んど發表し得ざるものであるから我々はこの算出を政府當局者に委ねざるを得ない。

次に強制貯蓄の細目であるが、之は我國情に照らして、ケインズの細目を種々變更しなければならぬ。各所得層に對する強制貯蓄率、家族手當額等、愼重なる考慮を以つて決せられねばならない。然しその細目が如何に變更されようとも、強制貯蓄の原則は微動だもしないであらう。

かくの如く我戰時經濟の現段階は、強制貯蓄の實行を遷延し得ざる地位に置かれてゐる。強制貯蓄が戰時經濟計畫の遂行上多大の便宜を與へるであらうことは、何人も否定し得ないところであつて、我國において一時も早く強制貯蓄計畫が樹立され、萬難を排して之が實行せられんことを切望する次第である。